

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年6月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容	
1	発生時期・場所	令和4年4月12日 午後7時00分頃 高山市下岡本町2000番地42先（市道合同庁舎1号線）	
	事故の概要	横断側溝のグレーチングによる走行中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損 (右リアタイヤ)
	被害総額・市の過失割合	—	44,880円・100分の100
	賠償金	—	44,880円
	内 訳	保 険 金	44,880円
		一 般 財 源	0円
	専決年月日	令和4年5月17日 地方自治法第180条第1項	